

随意契約の結果の公表

(令和3年2月分)

【総務部】

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法 施行令の適用 条項	随意契約とした理由	所管部課(地方 機関)の名称	備考
時効取り扱い変更に係る税務総合オンラインシステム改修業務	令和3年2月1日	島根県税務総合オンラインシステム共同企業体 代表者: 富士通株式会社 山陰支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号	2,263,800	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、当該システムの設定変更の設計・作業ができる唯一の者である。本県税務システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、当該システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	総務部税務課	
税制改正等に伴う自動車二税申告書OCRシステム改修業務	令和3年2月10日	東芝デジタルソリューションズ株式会社 中国支社 支社長 小俣浩之	1,303,500	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発を行っており、当該事業者以外改修が困難である。また、税務システムという性質上、システム障害が発生した場合には県民サービスに重大な影響を与えることとなるため、確実な作業が不可欠であることから、当該事業者以外に選択肢は考えられないことから。	総務部税務課	
島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び保守業務（変更契約）	令和3年2月26日	富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号	変更増額 1,706,100	第167条の2 第1項第6号	当該変更契約にかかる原契約を当該事業者と締結していることから、他の選択肢は考えられないため。	総務部税務課	